

平成 年 月 日

保護者様

多摩市立東落合小学校
校長 鈴木 純一郎

インフルエンザによる出席停止のお知らせ

インフルエンザは、学校保健安全法の定める伝染性疾患のため、医師から登校の許可がおりるまで出席停止となります。感染拡大防止のため出席停止期間をお守りいただきますようご協力をお願いいたします。

出席停止期間 発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで

発症後 5 日と解熱後 2 日の両方の条件を満たしていないと登校できません。最短でも発症後 6 日目からの登校となります。
(詳しくは裏面をご参照ください)

多摩市指定の登校許可証（複写型）は必要ありませんが、出席停止後初めて登校する日に、切り取り線以下の『インフルエンザ罹患届』に必要事項を記入し、担任に提出してください。

* 診断書ではありませんので、保護者の方がご記入ください。(医療機関が記入するものではありません。)

..... きりとり

インフルエンザ罹患届

平成 年 月 日

多摩市立東落合小学校 校長宛

年 組 児童名

保護者名

○欠席期間 月 日 ～ 月 日

○診断を受けた医療機関名

○型がわかる場合はご記入ください。() 型

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。